4　期待される協働のメリット・効果

地域の住民、各種団体のネットワーク化、活性化を図るとともに、地域の実情に応じた市民のニーズに対し、きめ細かく対応できることが期待できます。

また、地域住民、各種団体が連携することで、様々な地域課題に対応できるほか、次のようなメリットが期待されます。

地域の総意による課題解決
- 地域住民総意に基づき、一体感を持って地域課題解決に取り組める

活動団体の相乗効果
- 連携、協力により互いの活動に相乗効果
- 個々の団体の課題解決

効率的な役割分担
- 人材育成
- 団体相互の人材活用

5　条例の構成【骨格構造図】

前文　【条例制定の経過、背景】

第1章　総則【理念】

- **第1条　目的**：「協働のまちづくり」の推進
- **第2条　定義**：協働/市民等/市/活動団体/まち協
- **第3条　基本理念**：「協働のまちづくり」を推進するための基本理念
- **第4条　条例事項の尊重**：条例の位置付け

第2章　市民等、活動団体及び市の役割【担い手の位置づけ・役割】

- **第5条　市民等の役割**：協働のまちづくりへの参画
- **第6条　自治会の役割**：市民生活に密着した自治会としての役割
- **第7条　まちづくり協議会の役割**：地区内の中核組織としての役割
- **第8条　地域活動団体の役割**：地域内のつながりを構築する団体としての役割
- **第9条　市民活動団体の役割**：地域性や専門性をいかした団体としての役割
- **第10条　市の役割**：必要な施策、支援の実施

第3章　協働のまちづくり【理念を受けた制度】

- **第11条　協働の推進**：基本的な進め方
- **第12条　人づくり**：担い手や次世代育成
- **第13条　情報の共有**：相互の情報の共有
- **第14条　市職員の意識及び参加推進**：市職員のまちづくり活動への参加促進

第4章　飯塚市協働のまちづくり推進委員会【条例の維持・発展の制度】

- **第15条　飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置等**：条例の実効性を高めるための附属機関として設置

第5章　雑則【条例の見直しなど】

- **第16条　条例の見直し**：条例の見直し
- **第17条　委任**：条例の委任

飯塚市協働のまちづくり推進条例（概要版）
令和４年２月発行
【問い合わせ先】
飯塚市役所　市民協働部　まちづくり推進課
TEL：0948-22-5500　FAX：0948-22-5526
Email：machizukuri@city.iizuka.lg.jp

資料４

飯塚市協働のまちづくり推進条例（概要版）

1　条例の目的

飯塚市では、第２次総合計画において、施策の柱に『協働のまちづくりの推進』を掲げております。市民や活動団体などと情報共有を図るとともに多様な意見を反映できる機会を設けながら、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、それぞれの役割に応じた取組みを進めることで、地域の課題を自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを推進するため、令和２年３月に「飯塚市協働のまちづくり推進条例」を制定しました。

本条例は、協働のまちづくりの基本理念として、一人ひとりの人権を大切にし、市民や活動団体、市などが相互に理解・尊重・協力する関係を創り、様々な人々が主役となって、知恵と能力を合わせ、住みよい、活力あるまちづくりを実現することを目的としております。

本市におきましても全国的に見られるように、少子高齢化や社会的ニーズの多様化、近所づきあいの希薄化などにより、地域コミュニティによるまちづくりを一層推進する必要があると考えております。

この条例において、協働のまちづくりの理念を条文に明記することにより、市民意識の高揚、各活動団体の自主性・自発性で公共性のある活動を活発化させ、更なる協働のまちづくりの推進を図ることを期待しております。

なお、本条例は、権利や義務などを制定することが目的ではなく、あくまでも市民等、活動団体と市が対等なパートナーとして、一緒に協働のまちづくりを推進していきましょうという理念条例として制定したものです。

飯　塚　市

2　協働の主体について

【市民等】

飯塚市に住んでいる人のほか、市内で学ぶ人や勤務している人、市内で事業や活動を行っている人や事業所といった、広い観点でとらえています。

【地域活動団体（エリア・地域内での活動）**】**

地域活動団体とは、自治会、まちづくり協議会、各種活動団体など、地域の市民の方々が任意で構成する活動団体のことです。地域の皆さんが安心して楽しく生活が送れるように、地域の課題解決に向けた取組みを行っています。

自治会

自治会とは、一定の地域を単位として、同じ地域で暮らす皆さんで構成されている住民自治組織です。自治会は地域住民の親睦と隣近所、地域でのふれあいや、住みやすい地域づくりを目指して活動を行っています。

まちづくり協議会

まちづくり協議会は、「まちづくり計画」に沿った事業を実施します。計画内容は各地域の要望や実情によってそれぞれ異なりますが、概ね「自治会活動の低迷」「人口減少」「少子高齢化」「防犯、防災」「環境問題」等の現状認識があり、それに対して、「世代間交流」「各団体の活性化」「災害時の行動確認」「環境美化活動」等を課題に挙げ、様々な事業、活動に取り組んでいます。

市内 12 地区のまちづくり協議会

飯塚片島まちづくり協議会	菰田まちづくり推進協議会	立岩地区まちづくり協議会
飯塚東地区まちづくり協議会	二瀬地区まちづくり協議会	幸袋まち　まちづくり協議会
鎮西地区まちづくり協議会	鯰田地区まちづくり協議会	穂波まちづくり協議会
筑穂地区まちづくり協議会	庄内地区まちづくり協議会	頴田まちづくり協議会

まちづくり協議会の名称は各地区で決定。

【市民活動団体】

市民等の皆さんが主体となって同じ目的（テーマ）をもって運営する団体で、活動内容は、人権、男女共同参画推進、高齢者支援、子育てなど、さまざまです。ボランティア団体や、法人格をもったＮＰＯ法人もあり、基本的には非営利で活動を行う団体です。

ボランティア団体

自主自発的に任意で取り組む団体です。

ＮＰＯ法人

※福岡県の NPO 法人の管轄庁は福岡県です。

特定非営利活動促進法に基づき、法人として許可を得た民間の非営利組織です。

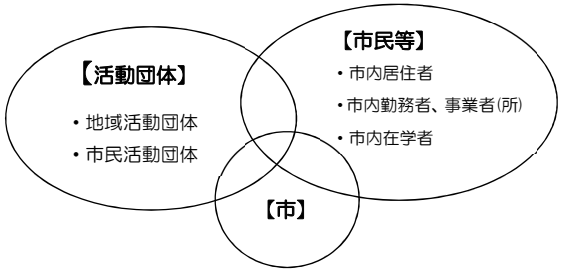

実施主体（団体・組織）	事業の概要	具体的な事業例
自治会	・自治会活動を通しての助け合いや、身近な地域課題の解決 ・近隣同士の住民親睦を図る事業	・防災訓練（自治公民館） ・防犯灯の管理 ・盆踊り・獅子舞 ・ごみステーションの管理 ・地域美化の取り組み　　など
まちづくり協議会	・地域全体の課題 ・地域内の親睦を図る事業 ・ＰＴＡや体育振興会、子ども会、民生委員･児童委員連絡協議会､婦人会､女性の会、老人クラブなど、同じ地域で活動する各種団体との連携	・まちづくり計画の策定 ・〇〇地区住民運動会 ・〇〇地区文化祭 ・青少年育成活動 ・地域全体のイベント・まつり ・総合防災訓練 ・広報紙の発行 ・防犯パトロール ・環境美化活動　　など
市民活動団体	・自主性自発性に基づき活動 ・不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する目的を持つ活動団体	・点訳・音訳ボランティア〇〇 ・環境ボランティア〇〇 ・福祉ボランティア〇〇 ・〇〇実行委員会　　など
行政（市）	・情報発信、情報共有 ・必要な施策の検討 ・人材発掘、人材育成	・条例の見直し ・各種補助金 ・情報発信、研修等による人材育成 ・代表者会議　など

※法人格を持つことで、法人として不動産等の契約が可能となります。

3　飯塚市協働のまちづくり推進条例における協働のまちづくりの主体
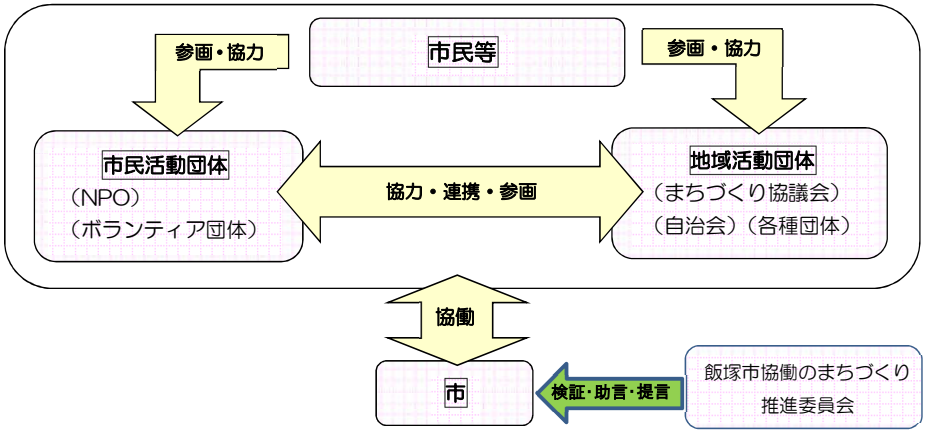
多様な主体による、さまざまな分野で発揮される協働の力